

# 『久留米東ボーイズ』 球団及び、保護者会規約

## 1. 名称

本会は「久留米東ボーイズ」 球団及び、保護者会と呼ぶ

## 2. 目的

本会は青少年育成の一環及び心・技・体、揃った野球技術の向上を図る事を目的とする

## 3. 方針と活動

- ① 少年少女の練習環境の整備・改善に努力・協力する
- ② 試合・練習等の指示は、監督・コーチ・スタッフへ一任し、干渉しない
- ③ 監督・コーチ・スタッフとの扶助努力に努める
- ④ 保護者は、チーム運営が円滑に行えるように積極的に協力参加する

## 4. 会員

この会の会員は、本チームに在籍する少年少女の父母、またはこれに代わる保護者会員はすべて平等の権利と義務を有し会費を納入する

## 5. 役員

本会は総会にて選出された会長（1名）・副会長（1名）・部会計（1名）保護者会計（1名）、以上の役員で  
球団運営をサポートする役員の任期は1年間とし、再任は妨げない

## 6. 役員の任務

役員の任務は次のとおりとする

- ① 会長は、この会を代表し会務を総括して、総会・役員会の招集保護者会と監督・コーチ・スタッフとの連絡調整を行う
- ② 副会長は会長を補佐し、会長の不在時等のその職務を代行する
- ③ 会計は、部費及びこの会の財産を管理し、必要予算に基づいて会計事務を処理する又、収支の決算報告を総会にて行なう

## 7. 部費及び入部金等

- ① 部費 11,000円（毎月） ※通常、他チームは物販・遠征費追加徴収などするが基本的には行わない
- ② 父母会費 2,000円（毎月） ※お茶代、レクレーション費 関係
- ③ 遠征積立費 任意徴収（毎月個別で金額設定する）
- ④ 入部金 15,000円（入部時）※選手登録・保険など
- ⑤ 設備使用費 10,000円（初回のみ）

注1). 尚、途中退部した場合、返金しないものとする

注2). 各年度で部費等の金額を協議し決定する

注3). 部費及び入部金等は、振込みとし以下の口座へ振り込む

振込先：郵便局（ゆうちょ銀行） 記号 番号 名前

## 8. チーム規約及びチーム運営に沿わないような言動・行動があった場合は、スタッフ役員・保護者会にて協議し処分を科する

## 9. 雑則（慶弔に関する規約）

慶弔による金額は次によるものとする（尚、費用については部費より支出する）

- ① 部員本人・スタッフが入院の場合（14日以上） 5,000円
- ② 部員本人・スタッフが死亡の場合 10,000円
- ③ 部員の保護者・兄弟姉妹の死亡の場合 5,000円
- ④ スタッフの同居家族の死亡の場合 5,000円

注) その他、慶弔について必要と思われる事項が発生した場合は役員で協議決定する また内容によっては会員を招集し協議決定する

## 10. 規約改正

規約改正を行う場合は、役員で協議し保護者会で承認して改正する

## 11. その他

その他、懸案事項等発生した場合は役員で協議決定する また内容によっては会員を招集し協議決定する

## 12. 付則

本規約は、2012年11月 1日より実施する